

業務改善ガイドライン（仮称）について

1 業務改善ガイドライン（仮称）策定の趣旨

上限規則の制定を受け、法的根拠のある指針として、上限方針が策定されたことから、「教員の多忙化解消プラン」は計画期間の満了（2020年度末）をもって終了し、次年度以降は、上限方針に基づいて教員の働き方改革に関する取組を推進する。

- 多忙化解消プランで「達成すべき目標」として示した勤務時間外の在校時間 月 80 時間については、労働安全衛生上、引き続き取り組んでいくが、それに加えて、上限方針で定める在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）の遵守に向けた取組を、各担当課及び各県立学校において実施する。
- 次年度以降の具体的な取組の方向性については、今年度で計画期間が終了する「第三次愛知県教育振興基本計画」の改定にあわせて検討を進める。
- 県立学校における取組の参考とするため、今年度中に、各学校において取り組むべき内容や実践例（ガイドライン）を作成し、各県立学校に通知する。市町村立学校については、市町村における取組例をモデル的に提示し、同一方向での実施を呼びかける。

2 業務改善ガイドライン（仮称）策定に向けた考え方

(1) 学校における働き方改革の基本的な考え方

‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、今回の働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有しながら、それぞれがそれぞれの立場でできる取組を直ちに実行することを強く期待する。
～平成 31 年 1 月 25 日中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」より～

(2) 第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議における検討状況

第 3 部会「学校における働き方改革」概要

全てを学校で引き受ける自前主義からの脱却・業務の切り離しの促進

次期教育振興基本計画に盛り込むべき視点

- 1 学校本来の役割の明確化及び教員の職務の見直し・教員のやる気や専門性向上を図るための働き方改革の推進
〔取組例〕
 - ・学校で全てを担ってきた現状を変え、学校の役割を再定義する。
 - ・「教育の質保証」の観点から、教員が本来担うべき職務に専念できるよう、大胆な業務の削減や平準化を行う。
 - ・教員が健康でやりがいと誇りを持ち、専門性を高める時間を十分に確保できるよう、労務環境を整備する。 など
- 2 必ずしも学校が担う必要のない業務の切り離し・外部委託化等
〔取組例〕
 - ・地域活動や登下校対応、部活動、補習、検定試験等、必ずしも学校のみが担う必要のない業務を切り離し、地域活動への移行や外部委託化等を進める。 など

3 長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築

〔取組例〕

- ・上限時間を超過した教員に対する校長等のマネジメント体制や長時間勤務者が多い学校への支援体制を構築する。
- ・各学校が取組を進める際の参考となるよう、取り組むべき内容や実践例をガイドライン（仮称）としてまとめる。 など

4 中学校及び高等学校における部活動の在り方の見直し

〔取組例〕

- ・部活動本来の目的である児童生徒の健全育成の観点から、活動時間の削減や各種大会の見直しを行う。
- ・対外試合を実施しない日の設定など、公立と私立が連携した、部活動指導に係る業務削減の取組を推進する。
- ・部活動の地域への移行や外部委託化を進める。 など

5 新しい生活様式に対応した学級規模の実現

〔取組例〕

- ・教員の定数を改善し、小学校、中学校、高等学校の全ての学年において、少人数学級を早期に実現する。 など

6 ICTの活用による業務改善

〔取組例〕

- ・オンラインによる会議や研修を更に推進するとともに、研修等の精選を行う。
- ・教育データを活用し、児童生徒の個別最適な学びを促進する。 など

(3) 業務改善ガイドライン（仮称）の方向性

- 多忙化解消プランで目標とした、「在校時間が月 80 時間を超過している教員の割合を平成 31 年度全校種 0%」は達成されていない。
【令和元年度 小学校 6.9% 中学校 23.9% 高等学校 9.2% 特別支援学校 0.4%】
- 上限規則は法的根拠のあるものだが、現状を考えると、遵守が厳しいとの声が多い。



- 各学校においては在校等時間の多い教員に個別に着目して、従事理由を精査し、長時間勤務の原因を明らかにして、業務の削減・平準化を行う必要がある。
- これまでの業務内容を大胆に見直し、在校等時間を具体的に減らすことのできる取組を行う必要がある。



各学校における取組の参考となる業務改善の具体的なアイデアをまとめ、ガイドラインとして示す。

(4) 業務改善ガイドライン（仮称）に盛り込む視点

視点1	<p>在校等時間の正確な把握と適切な業務管理 在校等時間を客観的な方法で正確に把握し、特定の校務分掌、教科、部活動の顧問に偏る状況があれば、業務分担の在り方を見直す。</p>
視点2	<p>日常業務の見直し 日常の業務内容を洗い直し、時間割編成の工夫や担任・副担任の業務の分担、校務分掌の在り方 の見直し等を通じて、適切な業務管理を行う。</p>
視点3	<p>部活動の在り方 部活動ガイドラインを遵守することを基本とし、特定の個人に業務が集中しないよう適切な部顧問 の配置を行い、出場大会の精選や競技団体等と連携した取組を行う。</p>
視点4	<p>時間外、休日の業務の見直し 時間外、休日に慣例的に行っている指導等の在り方を見直す。</p>
視点5	<p>ICTの活用 校務支援システムや業務支援アプリ（Teams、LINE WORKS 等）を活用し、情報管理や各種帳票作成 に係る業務の軽減や各種会議の効率化を図る。</p>

3 業務改善ガイドライン（仮称）構成骨子案

	章立て	記述すべき項目
1	総論	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革概要 ○多忙化解消プランの総括 ○月45時間、年360時間の上限を超えないための月ごとのシミュレーション
2	在校等時間の正確な把握と適切な業務管理	<ul style="list-style-type: none"> ○在校時間管理の具体的方法 <ul style="list-style-type: none"> ・PC ログイン、ログアウト ・在校等時間に入れるもの、入れないもの ○長時間勤務者の原因把握について <ul style="list-style-type: none"> ・特定の教員に負担が集中しない人員配置 ○指導体制 <ul style="list-style-type: none"> ・上限を超える教員に対する管理職の指導例 ○意識改革 <ul style="list-style-type: none"> ・長時間勤務の是正に向けた啓発 ○教育委員会としての取組
3	日常業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な開錠時間、施錠時間、電話対応時間の設定 ○空き時間確保のための時間割編成の工夫 ○担任と副担任の業務の平準化の工夫 ○分掌ごとの業務量を洗い直し、再編成又は分掌のグループ化 ○行事の見直し ○PTA 活動に係る業務の見直し ○校種や学校のタイプ別の取組の工夫 等 ○教育委員会としての取組
4	部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動ガイドラインの遵守について ○部顧問の配置方法の工夫 ○出場大会の精選 ○競技団体、公立・私立が連携した取組の提案 ○先進的な実践例（静岡聖光学院など）等 ○教育委員会としての取組
5	時間外、休日の指導の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○補習、検定試験、模擬試験等の在り方 ○時間外に慣例的に行っている指導等 の見直し ○教育委員会としての取組
6	ICT の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○校務支援システムや業務支援アプリの活用 ○教育委員会としての取組